

第110回 ILO総会等について

第110回ILO総会について

○会期、場所

2022年5月27日～6月11日、スイス・ジュネーブ

○日本からの出席者

政府側：後藤厚生労働大臣（ビデオ）、達谷窟大臣官房総括審議官（国際担当） 他

労働者側：清水連合事務局長（ビデオ）、郷野参与 他

使用者側：市村経団連労働法規委員会国際労働部会長（ビデオ）、松井労働法制本部参事 他

1. 本会議

【各国代表演説】

- 事務局長報告の「後発途上国における危機、構造改革、仕事の未来への対応」をテーマとして、各国政労使代表による演説が行われた。
- 日本からは、後藤厚生労働大臣、清水連合事務局長、市村経団連労働法規委員会国際労働部会長が政労使を代表してビデオ演説を行った。
- 日本政府からは、ロシアのウクライナ侵略を非難するとともに、事務局長の報告を踏まえつつ、日本政府はILO／日本マルチバイプログラム等を通じて様々な開発協力を行っており、昨年、これらの支援に充てる任意拠出金を倍増させたが、今年もその水準を維持することとしたこと、後発開発途上国の発展のためにILO加盟国間及び関連する国際機関が連携して取り組むことが重要であること、2022年の12月に開催される予定の第17回APRM（アジア太平洋地域会議）における議論に積極的に貢献していきたいこと、今後も社会的パートナーとの対話を大切にし、仕事の世界における持続的な課題に取り組むためのあらゆる努力を行うこと等を発言した。

【仕事の世界サミット】

- 「複数の世界的危機への対応と人間中心の復興とレジリエンスの促進」をテーマとする仕事の世界サミットが10日に開催された。
- 政労使代表、学会、国際機関関係者によるパネル討議、セーシェル、ホンジュラスの現職大統領による演説、ライダー事務局長と労使代表による対話の3部構成で、ILO及び加盟国が取るべき緊急行動等について議論がなされた。

2. 総務委員会

- 労働安全衛生に関する労働基準を「ILOの労働における基本的原則及び権利」の枠組みに含める提案に関して議論を行った。
- 結果：労働安全衛生を新たに労働者の基本的権利に関する原則に含めること及びILO基本条約に関連の2つの条約（第155号条約及び第187号条約）を追加することが決定され、当該原則は5原則、当該条約は10条約となった。

3. 基準適用委員会

- 各国における既批准条約の適用状況に関する個別案件（全22件。日本案件はなし）について審議を行い、11日に総会本会議で審議結果をまとめた報告文書が採択された。

4. 徒弟制度(アプレンティスシップ)に関する委員会(基準設定)

- 徒弟制度に関する国際労働基準の策定について議論（2回討議の第1回目。2023年ILO総会で採択予定）。
- 結果：文書の形式を「勧告」とすることの他、定義、範囲、実施方法及び基準の内容（質の高い徒弟制度のための規制の枠組み、徒弟契約の内容等）に関する結論がまとめられ、総会本会議で採択された。勧告案について来年度議論が行われる予定。

5. 反復討議委員会:雇用の戦略目標に関する反復討議

- ILO総会では、①雇用、②社会的保護、③社会対話、④労働における基本的原則及び権利の4つの目標に関してILOや加盟国の取組について周期的に議論を行っており、今回は、上記①について議論。
- 結果：労働の世界を取り巻く現状を踏まえた包括的かつ統合的な雇用政策を加盟国が実施するための枠組み、ILO事務局に対する加盟国への支援強化等の取組を求める結論が採択された。

6. 社会的連帯経済に関する委員会

- ディーセント・ワークと労働生活を通して人々が直面するその時々課題に対する社会的連帯経済の貢献度や用語の普遍的な定義等に関して議論。
- 結果：社会的連帯経済に含まれるとする組織やその目的、ILO加盟国の政府及び社会的パートナー並びにILO事務局がディーセント・ワークと社会的連帯経済を促進する機会を追求するにあたって執るべき行動等についての結論が採択された。

7. その他

- 2006年海上労働条約第13条に基づく第4回特別三者委員会（STC）の結論に基づき提案された同条約8項目の改正提案について、本会議での投票の結果、何れの修正案も賛成多数で承認・採択された。

【参考】第345回ILO理事会

- 総会に引き続いて、第345回ILO理事会が6月13日に開催され、条約違反等の疑いで申立された個別国案件（ベラルーシ、ベネズエラ、ミャンマー）の議論、2022年-23年の理事会役員決定等が行われた他、「ILOのマンデートの観点から見たロシア連邦のウクライナに対する侵略に関する決議」の適用に関する報告書について、西側先進国政府等有志国政府が提出した修正案が採択された。

G7労働雇用大臣会合の概要

日時等

日時: 2022年5月24日(火) ※前日は事務方会合でコミュニケのドラフティングセッションが行われた
場所: ドイツ(ヴォルフスブルク)
対応者: 坂口厚生労働審議官、福味国際労働交渉官、野口国際労働第一係主査

概要

- 「公正な移行(Just Transition): グリーン経済におけるディーセントで質の高い仕事に向けて(Towards decent and high quality work in a green economy)」をテーマとして、以下について議論し、成果文書としてG7労働雇用大臣会合コミュニケを採択。
 - (1) ロシアの対ウクライナ戦争: 労働・雇用政策への影響
 - (2) 構造変化の時代における雇用可能性(エンプロイアビリティ)の向上
 - (3) 気候変動を社会的に公正にするために
 - (4) 労働安全衛生の向上
 - (5) 持続可能なバリューチェーン: 国際的な拘束力のある基準のための成功要因
- Y7(若者代表)とバイ会談を行い、2022年のY7における活動や2023年G7議長国である日本に対する要望等について対談を行った。

今後の予定

- 障害者の人権とインクルージョンに関するイベント 9/1-2 (ベルリン)
- OSHネットワークに関するキックオフイベント 10/17又は18~ (ドレスデン)
- 議長国ハンドオーバーミーティング ※日程及び開催形式は要調整

G7労働雇用大臣宣言のポイント

- 導入: ロシア非難、G7内に雇用作業部会常設
- エンプロイアビリティの確保: グリーン及びデジタル経済も含めたディーセントで質の高い仕事の促進、グリーン経済に向けた包括的な継続的成人教育訓練のための行動計画(附属文書)の合意、職業紹介機関の二国間・多国間協力
- 労働安全衛生の向上: グリーン経済における安全かつ健康的な労働に向けたロードマップ(附属文書)の合意、ILO基本原則に労働安全衛生を含めることへの支持、ビジョン・ゼロ・ファンドへの貢献
- 普遍的社会的保護の強化: エネルギー・食料価格の上昇への対応、国連事務総長の「グローバルアクセラレーター」構想の支持
- 企業の事業活動とバリューチェーンにおける人権および労働・環境基準の尊重の確保: 強制的な措置を含むがそれには限られない国際基準の遵守強化のため国際的合意に向けた努力を約束、国際的な合意に基づいた法的拘束力のある措置のアイデアと選択肢の探求に向け国連及びILOにおける議論に建設的に取り組む



G7 労働雇用大臣会合2022 コミュニケ概要

「公正な移行：グリーン経済におけるディーセントで質の高い仕事につなげる」

○導入

- ・ ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な戦争を強く非難し、2022年3月の「ILO のマンダートの観点から見たロシア連邦のウクライナに対する侵略」に関するILO決議及び2022年2月の「ロシアのウクライナに対する侵略」に関するOECD理事会声明を強く支持するとともに、「平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事」に関するILO勧告（第205号）とその効果的な実施の重要性を強調する。
- ・ 重要な労働・社会・雇用課題におけるG7全体での協調行動を優先し、また継続性を維持するため、G7内に雇用作業部会を常設し、毎年開催することを目指す。

○エンプロイアビリティの確保

- ・ 構造変化の3つの主要因（デジタル化、脱炭素化及び人口動態の変化）が労働市場にもたらす相互の関連性と重要な影響に照らし、グリーン及びデジタル経済も含めたディーセントで質の高い仕事を促進する。あらゆる人が取り残されないよう、労働市場の課題に対応する。
- ・ 継続的な教育訓練を促進する努力を大幅に強化し、グリーン経済に向けた包括的な継続的成人教育訓練のための行動計画（附属文書A）に合意する。特に教育訓練への参加に障壁のある低技能の人々の参加率を上昇させる。
- ・ 職業紹介機関の包摂的で公正な移行における役割を認識し、その二国間・多国間協力を認識そして支持し、世界公共雇用サービス協会（WAPES）が果たす役割を認識するとともに、特にグリーン・ジョブの分野や公正な移行の実現に向けた協力を促す。

○労働安全衛生の向上

- ・ 構造変化、気候変動、環境劣化に直面する労働安全衛生を強化し改善するため、G7「グリーン経済における安全かつ健康的な労働に向けたロードマップ」（附属文書B）を実施する。
- ・ グローバルサプライチェーンを含めた世界中の全ての人のディーセント・ワークを推進するため、「労働における基本的原則及び権利」に関するILOの枠組みに、職場における安全及び健康を含めることを強く支持する。
- ・ グローバルサプライチェーンにおける労働安全衛生の改善に向けたビジョン・ゼロ・ファンドの貢献の重要性を認識し、その活動に対し新たな貢献を

行うことを表明する。

○普遍的社会的保護の強化

- ・ ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な戦争の結果として悪化したエネルギー及び食料価格の上昇の社会的影響を緩和するために、過大な影響を受けた世帯に特別な注意を払いながら、関係省庁と協力し、集中的な努力を継続する。
- ・ 万人のための普遍的かつ適切な社会的保護を達成するため、開発大臣とともに、2030年までに4億の雇用を創出し、現在どの社会的保護制度や措置によってもカバーされていない人々に社会的保護の対象を拡大するという、国連事務総長の「公正な移行のための雇用及び社会的保護のグローバル・アクセラレーター」構想を歓迎し、その設立に向けたプロセスを支持する。

○企業の事業活動とバリューチェーンにおける人権および労働・環境基準の尊重の確保

- ・ 持続可能なバリューチェーンは、人権、すべての人々のディーセント・ワーク、環境保護の実現のために最も重要である。
- ・ G7は、法令やインセンティブ、企業への指針を含む、強制的及び自発的な措置のスマートミックスを通じ、地球上の人々へより良い結果をもたらす上で、特に重要な役割を担っている。
- ・ 国連のビジネスと人権に関する指導原則、ILO多国籍企業宣言、OECD多国籍企業行動指針といった権威ある基準に沿った、グローバルな公正な競争の場に貢献するよう努力し、関係省庁の協力のもと、強制的な措置を含むがそれには限られない国際基準の遵守を強化するための、ビジネスと人権に関する国際的合意に向けて努力することを約束する。
- ・ G7として首尾一貫した協調的なアプローチに取り組むとともに、国際的な合意に基づいた法的拘束力のある措置のアイデアと選択肢を探求するため、全てのステークホルダーと緊密に協議し、国連及びILOにおける議論に建設的に取り組む準備がある。